

都城市工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について

都城市発注の建設工事においては、平成20年7月28日に「単品スライド条項」の運用基準を定め、価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、運用しているところです。

今回、これらの2品目の他にも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を平成20年10月10日から拡充することとしました。

1 単品スライドの適用対象資材の拡大

指定している2品目（鋼材類と燃料油）の他にも、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす場合（請負代金額の1%以上）には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、単品スライド条項の適用対象資材を決定します。

※ここで、品目とは適用対象資材として決定した工事材料を種類毎にまとめたものを意味します。この品目の取扱については技術検査課と協議してください。

2 従前からの考え方との比較

運 用	H20.7.28運用	H20.10.10運用
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	県において指定	発注者・受注者間の個別協議に基づく
変動額算定ルール	工事請負額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の1%を超える額を発注者が負担	(同左)

3 申請時期

単品スライドの請求は、工期末の2ヶ月前までが原則です。

ただし、受注者への周知期間が必要なことから、工期末が平成20年10月10日以降で平成21年1月30日以前である工事についての請求は、工期内かつ平成20年11月28日までに請求できるものとします。